

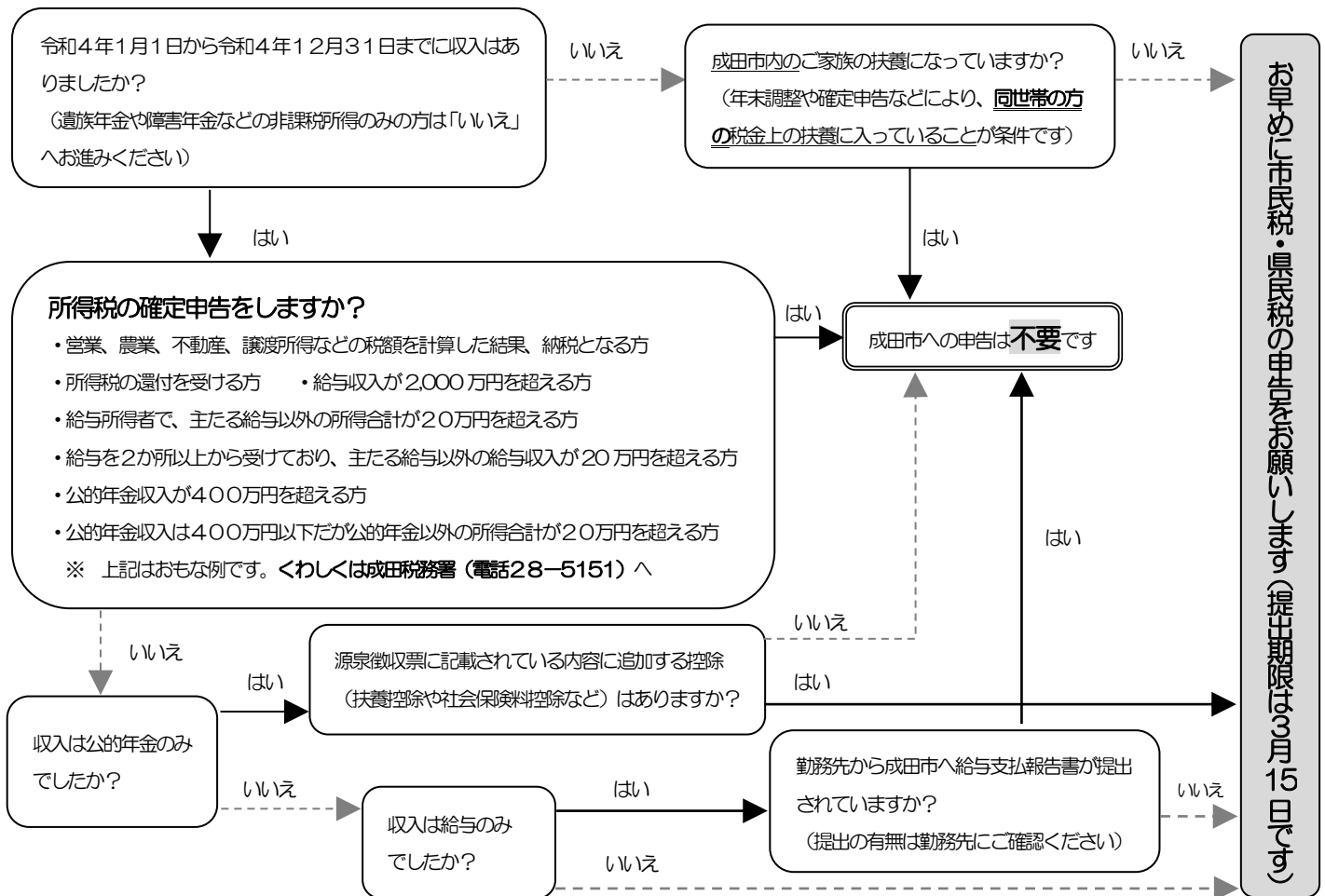
市民税・県民税申告書は郵送での提出を

- ◎ 市民税・県民税申告書は2月1日（水）から郵送受付を開始します。申告書は市ホームページ内の専用システムにて作成できます。所得税の確定申告も、自宅からパソコンやスマートフォンで申告できます。
- ◎ 作成した申告書は郵送で以下のあて先に提出をお願いします。また、自分で申告書の作成が難しい場合は、申告書に、住所・氏名・扶養親族等を記載し、源泉徴収票や控除証明書等の資料を同封して郵送してください。申告書への転記は職員が代行します。
- ◎ 市職員による作成相談を希望する場合は、事前予約が必要です。

（あて先）〒286-8585 成田市花崎町760番地 成田市役所市民税課

あなたは市民税・県民税の申告をする必要があるでしょうか？

☆ スタート



◆ 各々の状況によっては、上図に当てはまらないことがあります。詳しくは市民税課へお問い合わせください。

成田市役所 市民税課（電話20-1513）

市職員による作成相談の事前予約はこちら

- ◆ 市民税課ホームページ
https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page091900_00008.html
- ◆ 12月15日号の行政回覧や、公民館へ掲示をしています。



成田市 申告



市民税・県民税申告の受付日程（提出期限は3月15日です）

申告書の作成にあたり相談が必要な方は、**事前の予約が必要になります。**

希望する日程と会場を市ホームページより申し込みしてください。**電話での予約はできません。**

所得税の確定申告は国税庁ホームページや成田税務署特設会場（イオンモール成田）にて作成・提出できます。

また、以下の会場でも2月16日（木）から受付いたします。

ただし、次に該当する方の確定申告は、市役所では受付できませんのでご注意ください。

- 雑損控除、寄附金控除（ふるさと納税など）を受ける方
- 青色申告をする方
- 営業・農業・不動産収入が500万円以上となる方
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- 分離課税（譲渡、配当、山林、退職所得）となる申告をする方
- 外国税額控除等を受ける方
- 準確定申告（納税者が出国、死亡した場合の申告）をする方
- 令和3年分以前の申告をする方

※その他、減価償却費の計算が複雑なもの等、内容により市役所では受付できない場合があります。

会場	月 日	受付時間
市役所6階中会議室	2月16日(木)～3月15日(水) ※土日祝除く 【2月19日(日)と2月26日(日)は受付します】	午前9時～12時 午後1時～5時
下総支所2階会場	2月19日(日) 20日(月)	※対面による作成相談は 事前予約が必要です
大栄支所2階会場	2月26日(日) 27日(月)	
公津公民館	2月22日(水)	
中郷公民館	2月24日(金)	午前9時～12時 ※対面による作成相談は 事前予約が必要です
豊住公民館	3月1日(水)	
八生公民館	3月2日(木)	
久住公民館	3月3日(金)	
三里塚コミュニティセンター	3月10日(金)	

◆ご来場の際はマスクを着用のうえ、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力ください。

◆発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、来場を控えていただきますようお願いいたします。

◆会場内に待合スペースはありませんのでご注意ください。

申告に必要なもの

□ マイナンバーカード（個人番号カード）、又は番号確認書類（※1）＋身元確認書類（※2）

※1 通知カードやマイナンバーが記載された住民票の写し

※2 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード等

□ 給与所得の源泉徴収票 □ 公的年金等の源泉徴収票 □ 報酬・配当などの支払調書

□ 営業・農業・不動産所得などの収支内訳書、帳簿書類など（前年度申告の際の内訳書もお持ちください）

※事前に収支が計算されていない場合は、受付できません。

□ 社会保険料の支払証明書や領収書 □ 生命保険料、地震保険料の控除証明書

□ 医療費控除の明細書や医療費通知等の医療費控除関係書類

※必ず医療費控除の明細書等を作成してください。作成がお済みでない場合は受付できません。

□ その他控除に必要な書類（障害者手帳など）

申告のお願い

◆ 申告会場では、指定された日時のみ、受付できます。なお、完成された申告書を提出される場合に限り、市役所2階市民税課、下総・大栄の両支所で指定日以外でも受理します。

最終日（3月15日(水)）の両支所での受理は、午前12時までとなります。

◆ 所得税の確定申告をされる方へ（くわしくは成田税務署まで 電話28-5151）

所得税の確定申告の受付は、2月6日(月)から成田税務署特設会場（イオンモール成田）で始まります。

それより前の提出や相談については、成田税務署にお問い合わせください。

市職員による作成相談が必要な方は事前予約が必要です。電話予約はできません。